

令和5年度更別村が実施する 低所得世帯支援給付金のご案内

住民税非課税世帯、および、住民税均等割のみ課税世帯の方を支援する新たな給付金を実施します。

※ この給付金は差押禁止等及び非課税の対象です。

給付金の内容

- ① 令和5年度更別村電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
(低所得世帯追加支援)
 - ・ 住民税非課税世帯 1世帯あたり **7万円**
- ② 令和5年度更別村物価高騰対策給付金
 - ・ 住民税均等割のみ課税世帯 1世帯あたり **10万円**
 - ・ 住民税非課税または均等割のみ課税の子育て世帯へ、子ども1人当たり **5万円**

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る

支給手続きについて

- ・ 令和5年**12月1日**時点で更別村に住民登録のある世帯
- ・ 世帯全員の令和5年度**住民税課税状況**を村が把握している世帯
- ・ 住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみではない世帯

➡ 支給対象となる世帯へ村より**支給予定通知書**
または**支給要件確認書**を送付します。

詳しくは裏面「I」へ

- ・ 令和5年1月2日以降の転入者がいる世帯
- ・ 未申告者がいる世帯

➡ 支給に該当するか要件確認のため、**申請が必要です**

詳しくは裏面「II」へ

受付期間

令和6年3月6日(水)～3月29日(金)

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。



給付金の支給手続き

I- (1) 支給予定通知書を送付した世帯

公金受取口座（世帯主名義）を登録している方、または、令和5年度価格高騰緊急支援給付金（3万円/1世帯）を受給された方

- 給付予定（給付金額や受取口座）をお知らせします。内容を確認して、次の場合は保健福祉課へ連絡ください。

☆連絡のない場合は、通知内容のとおり支給します。

【確認事項】

- ① 記載された受取口座を解約している場合
- ② 給付金の受取を拒否する場合

I- (2) 支給要件確認書を送付した世帯

公金受取口座を未登録の方

- 給付のために、以下の内容の確認が必要です。必要事項を記入して、保健福祉課へ**提出してください**。

※提出期限 令和6年3月29日（金）

【確認事項】

- ① 記載された給付金受取口座番号に誤りがないか
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告の方がいないこと
- ③ 世帯員が、住民税が課税されている者の扶養親族等のみではないこと

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方、または未申告の方がいる世帯

【申請書は更別村役場 保健福祉課で配布いたします。

支給要件に該当する方は、以下のお手続きをいただいたうえ、ご提出ください】

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する「住民税課税状況を確認できる書類」を添付して提出してください。



世帯の中に、未申告の方がいる場合

- 確定申告を行ったうえで、非課税であることを確認できる資料を添付して提出してください。

お問い合わせ

更別村役場 保健福祉課 福祉係

0155-53-3000

受付時間 平日8:30~17:15

